

# 第25期宝塚市農業委員会

## 令和6年第1回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年1月23日

(2024年)

宝塚市農業委員会

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第1回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)1月23日(火)14時00分～15時00分

2. 場 所 3-3会議室

3. 農業委員定数 13人

### 4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

### 5. 欠席委員

3番阪上文代

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

### 7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

### 8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

### 9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡村美佑

### 10. 議 題

- 1 議案第15号 非農地証明願の件
- 2 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件
- 3 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
- 4 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
- 1 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
- 2 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
- 3 報告第22号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和6年第1回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年1月23日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会令和6年第1回総会をこれより開催いたします。本日は阪上会長代理が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第1回総会は成立しております。本日の議事録署名人は1番船岡委員、2番福本委員にお願いします。それでは、事務局長から諸般の報告をお願いしたいと思います。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か意見、質問等がありますか。特にないようですので、議案審議に移ります。議案第15号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第15号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。

1件目、願出人は(住所)、(氏名)さんと(氏名)さん。申請地は中筋(地番)、地目畑、地積284㎡。その他、相続人として(氏名)さん持分2分の1、(氏名)さん持分2分の1となっております。現況は宅地と駐車場と書いてありますが、現地調査の際には自宅の庭となっております。申請目的は地目変更登記のためです。土地全部事項証明書と、平成10年度の都計図が添付されております。

2件目、願出人は(住所)、(氏名)さん、申請地は玉瀬字(地番)、ほか4筆。地籍は合計338㎡。現況は道路と庭の一部として利用しており、申請目的は地目変更登記のためです。土地全部事項証明書と、平成10年度の都計図が添付されております。届出地5筆につきましては、(地番)、畑、190㎡、(地番)、畑、19㎡、(地番)、畑、56㎡、(地番)、畑、69㎡、(地番)、畑、85㎡です。

○林会長 説明は終わりましたので、確認委員の意見を伺います。1件目、今里委員。

○今里委員 この土地は、道路際はもう石垣が積まれて、塀も作られておまして、建物との間がまだ農地として残っていたようですが、木が植えられたり、飛び石などが置いてあったりと、庭として利用されておりました。もう農地ではないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目に関しましては、自宅の東と西側は通路や庭に利用しており、庭の一部、のり面的なところは草刈りはされておりますが、畑に戻るような状況でもないということで、何も問題はございません。

その他、農業委員、推進委員でこの2件について、何か意見、質問等がありますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので証明することといたします。次に議案第16号 農業

経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業経営基盤強化の促進に関する宝塚市基本構想の変更について意見を求められましたので、御審議願います。この宝塚市基本構想ですが、改正の際に農業委員会の意見を聞くこととされております。今年度の9月に同様に皆様の意見をお聞きした上で、全面的に改正をいたしました。効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する目標ということで、宝塚市で目標とすべき農業経営体の年間の所得であったり、年間の労働時間の目標を設定しておりますが、9月の際には以前の基本構想から変更せずに、1農家当たり660万円、主たる従事者一人当たり540万円。そして主たる従事者一人当たりの労働時間については1,800時間。変更なしという形で皆様に御意見を伺いました。その際にも少しお話をいたしました。農家の1軒当たりの所得が540万円というのはなかなか高い金額で、実際に宝塚市で農業をやっていく中で、540万円の所得を上げることは難しい、非現実的な部分があります。他市町の状況を見ても、そこを引き下げ、あるいは労働時間の引き上げ等々をしている他市の状況等を鑑みまして、議案にございますとおり、所得につきましては、主たる従事者一人当たり540万円のところを400万円に、1農家当たり660万円としてたところを520万円に。それから年間の労働時間について1,800時間となるところを2,000時間に変更したいと考えております。この設定は、もちろん宝塚市の状況、それから阪神7市における現状等を踏まえつつという前置きの中で設定することとなっております。皆様の御意見をお聞かせいただけたらと考えております。今申し上げた目標ですが、現実的にはこの金額この労働時間をもって認定農業者制度の認定の基準とさせていただいております。認定農業者さんが5年後に目指すべき所得と労働時間が、この基本構想の数値、目標値を目指していただくということになっております。

○林会長 この改正点に関しまして、農業委員、推進委員で何か意見、質問等ありますか。特にないようですので採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件について、意見なしとすることに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、意見なしとすることといたします。次に議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので御審議願います。

1件目、譲受人は(住所)、(氏名)ほか2名。譲渡人、(住所)、(氏名)ほか3名。申請地は光明町(地番)、(地番)。両方地目は田、地積は94㎡と0.92㎡。権利

の種類は所有権。調査書の説明をいたします。第2号第1号全部効率利用につきましては、効率的な利用が見込まれます。第2項第2号農地所有適格法人以外の法人は個人のため該当しません。第2項第3号信託も該当いたしません。第2項第4号、農作業常時従事につきましては3名でそれぞれ250日、60日、20日従事すると見込まれます。第2項第5号転貸の禁止については転貸には当たりません。第2項第6号地域調和につきましても問題ございません。

2件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん申請地は大原野字(地番)、大原野字(地番)、地目は田、地積は1,724㎡と406㎡。権利の種類は所有権。調査書の説明をいたします。第2項第1号全部効率利用は問題ございません。第2項第2号農地所有適格法人につきましては適格法人でありますので問題ございません。第2項第3号信託については該当しません。第2項第4号に農作業常時従事につきましては年間約250日ということで報告を受けております。第2項第5号転貸については該当しません。第2項第6号地域調和に関しましては青パパイヤを生産されるとのことで、現地を確認しましたが問題ないかと考えております。

3件目、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人は、(住所)、(氏名)さん。申請地は大原野字(地番)。地目は田、地積は704㎡、権利の種類は所有権。調査書の説明をいたします。第2項第1号全部効率利用は新規就農者ですが、効率的に利用できるものと見込まれます。第2項第2号農地所有適格法人以外の法人には個人のため該当しません。第2項第3号信託も該当しません。第2項第4号農作業常時従事につきましては4名で120日、60日、60日、60日と聞いております。第2項第5号転貸には該当しません。地域調和につきましては、水稻を自家消費するための利用と確認しております。

4件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん。申請地は玉瀬字(地番)、地目は畑、地積が251㎡。権利の種類は所有権。調査書の説明をいたします。第2項第1号全部効率利用は家族等の状況から見て効率的に利用できるものと見込まれます。第2項第2号農地所有適格法人以外の法人は個人のため該当しません。第2項第3号信託は該当しません。第2項第4号農作業常時従事は、玉瀬営農組合のほうで管理をされていくと聞いております。第2項第5号転貸には当たりません。第2項第6号地域調和につきましては自家消費の野菜を栽培すると聞いております。

5件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん。申請地は玉瀬字(地番)、589㎡、(地番)、2,200㎡、玉瀬字(地番)、527㎡、(地番)、263㎡。玉瀬字(地番)、527㎡、地目はすべて田、地積は合計4,106㎡。権利の種類は所有権。調査書の説明をいたします。第2項第1号全部効率利用は効率的に利用できると見込まれます。第2項第2号農地所有適格法人以外の法人は個人のため該当しません。第2項第3番信託は該当しません。第2項第4号農作業常時従事は個人情報。

第2項第5号転貸は該当しません。第2項第6号地域調和は自家消費の野菜を栽培するという事で問題ないと考えております。

○林会長 説明は終わりました。確認委員の意見をお伺いします。1件目、平塚委員。

○平塚委員 譲受人の(氏名)さんは、私もよく知っている方のため問題ないかと思っております。

○林会長 2, 3件目、船岡委員。

○船岡委員 問題ないかと思っております。

○林会長 4, 5件目ですが、4件目は玉瀬共有財産管理会の代表者が取得するという事で2名になっております。管理・耕作は玉瀬営農組合がしていきます。5件目は(氏名)さんですが、こちら玉瀬集落営農が管理します。問題はないと考えております。その他、農業委員、推進委員で何か意見、質問はありますか。特にないので採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。次に議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件、別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による、農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。申請者は(住所)、(氏名)さん。申請地は南ひばりガ丘(地番)、地目は田、地積は585㎡、耕作者、証明する従事者は同じく(氏名)さんです。申請理由は、耕作者の故障。事実の発生日は平成26年の2月1日。その他で登記事項証明書、診断書、本人の申立書、農会長・農業委員の証明書の添付がありました。1月9日に本人と事務局で面談を行っております。(氏名)さんが所有しているほか2筆の生産緑地は、息子の(氏名)さんが従事する予定です。

○林会長 事務局として何か意見はありますか。

○事務局 特に面談したところ問題ないかと思っております。

○林会長 事務局としても特に意見はないみたいです。そして先ほどの説明に基づき、農業委員、推進委員で何か意見、質問等ありますか。特にないので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて報告事項に移りたいと思っております。報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件、別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告いたします。届出者は(住所)、(氏名)さん、届出地は山本南

(地番)、地目は田、地積は521㎡、転用の目的は駐車場。造成期間は令和6年1月20日から60日間です。

○林会長 説明は終わりました。確認委員の意見を伺います。金岡委員。

○金岡委員 近隣には農地がないために、別に苦情はなく問題はないと思いますし、ここは3年ぐらい前に開発された広いところなのでここに住んでいる住宅の人からも、駐車場とか何とかならないかと聞いておりました。問題ないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か意見、質問はありますか。特にないようですので、続いて報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件、別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、1件目と2件目は隣接地です。届出者、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。届出地は口谷西(地番)、(地番)。地目はそれぞれ田と畑。地積は261㎡と106㎡。現在耕作者はおりません。転用目的は資材置き場で、造成期間は令和6年1月12日から1カ月間です。権利の種類は所有権。

2件目、届出者、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。届出地は口谷西(地番)、地目は畑、地積は101㎡。耕作者は現在おりません。転用目的は資材置き場で、造成期間は令和6年1月12日から1カ月間。権利の種類は所有権。

3件目、届出者、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。届出地は売布(地番)、地目は田、地積は13㎡。現在耕作者はおりません。転用目的は駐車場、造成期間は令和6年2月末から1カ月間。権利の種類は所有権。

4件目、届出人、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。届出地は川面(地番)、地目は畑、地積は33㎡。耕作者は現在おりません。転用目的は道路で権利の種類は所有権。

○林会長 説明は終わりました。確認委員の意見を伺います。1, 2件目の阪上照一委員、何か意見はありますか。

○阪上委員 1件目と2件目は両方同じ案件ですけれども、西と南がもう宅地でございまして、近隣の農地は隣接しておりません。道路を挟んで北側に大きな田んぼがあるんですけども、これも譲渡人の方の所有物で、お話聞きましたら、もう全然影響ないですよという話で聞いております。ちょうど東側のところで大規模な開発があるんですけども、その開発工事に関しての資材置き場として利用しますということで報告は受けております。特に問題はないと思います。

○林会長 3, 4件目、古野委員。

○古野委員 売布に関して、周囲は完全住宅化しておりまして、特段の問題はないと思います。川面のほうもすでに住宅化して、加えて舗装がされていますので影響はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、説明がありました4件につきまして、何か意見、質問はありますか。特にないようですので、続いて報告第22号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第22号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。該当地は安倉北(地番)の1筆で地積は485㎡です。農業経営期間は令和3年1月23日から令和5年12月5日。証明年月日は同じく令和5年の12月5日です。

2件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年12月9日から令和5年12月5日。該当地は山本野里(地番)の1筆で地積は991㎡です。証明年月日は同じく令和5年12月5日です。

3件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年12月24日から令和5年12月6日。証明年月日は同じく令和5年12月6日です。該当地は御殿山(地番)の1筆で、地積は518㎡です。

4件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年12月17日から令和5年12月6日。該当地は山本南(地番)の1筆で、地積は614㎡です。証明年月日は同じく令和5年の12月6日です。

5件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年12月9日から令和5年12月11日。該当地は山本南(地番)、(地番)、口谷東(地番)、(地番)、口谷西(地番)、口谷東(地番)、口谷西(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)です。地目は口谷西(地番)は畑で、それ以外は田です。地積は12筆合計で7,603.6㎡。証明年月日は令和5年12月11日です。

6件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年11月7日から令和5年12月14日。該当地が御殿山(地番)の1筆となっており、面積が297㎡です。証明年月日は同じく令和5年12月14日です。

7件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和3年1月26日から令和5年12月25日。申請地は清荒神(地番)と(地番)。地目は両方田。地積は1,159㎡、証明年月日は同じく令和5年12月25日です。

○林会長 7件の説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か見、質問等ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案4件、報告3件についての審議は終了したいと思います。これをもちまして、令和6年第1回総会を閉会したいと思います。

閉会

以上、会議の内容を記載、相違ないことを認証する

6番（会長） 林 五郎

1番 船岡 知恵美

2番 福本 充宏